

第35回判決研究会

平成4年10月21日

担当 弁理士 小谷 武

研究テーマ：アミロック事件「指定商品の区分」

- * 東京高裁 昭和62年(行ケ)第150号
- * 昭和63年4月12日判決 - 請求棄却
- * 審決取消請求事件(不使用取消審判)
- * 無体集20巻1号175頁

【当事者】

〔原告〕株式会社アオイ(取消審判被請求人)

〔被告〕日本ポール株式会社(請求人)

【事件の概要】

〔1〕本件登録商標(別紙)

商 標：アミロック

登録番号：第1283352号

登録日：昭和52年7月11日

商品区分：第9類

指定商品：管継手、その他本類に属する商品

〔2〕不使用取消審判

審判請求日：昭和61年3月26日

請求の趣旨：

「化学機械器具」についての登録を取り消す、との審決を求める。

被請求人の答弁書(昭和61年8月6日)

理由：

①化学機械器具の範疇に入る化学機械のワンタッチ継手に

「アミロック」を使用している。

②被請求人は化学機械器具に「アミロック」を使用しているから、

もし請求人が製造販売する化学機械器具に「アミロック」を使用するときは、被請求人の商品と出所混同を招来し、取引流通社会に混乱を招くこと必定である。このような行為は商標法の基本理念に反することで許されるべきではない。

証拠方法：

乙第1号証：アミロックの写真(別紙)

乙第2号証：カタログ(別紙)

請求人の弁駁書（昭和62年1月23日）

理由：

- ①被請求人の「管継手」は第9類の中でも「機械要素」に該当し、化学機械器具（その専用の部品として）に該当するものではない。その理由は、本件ワンタッチ式管継手に接合して取り付けられるペルフレックスは多数の機械器具一般に加工して使用され、化学機械器具に止まらず、各種の用途に応じて使用されるものである。
- ②「管継手」は専門メーカーとその卸売業者を經由して販売される点で「化学機械器具」とは取引事情を全く異にしている。
- ③たとえ、「化学機械器具」と「管継手」とが完成品と部品との関係にあっても、取引上混同を生ずるおそれはなく、両者は非類似の商品である。

被請求人の第2答弁書（昭和62年4月8日）

理由：

- ①本件管継手は最終的に化学機械に組立て使用されるものであり、被請求人以外の化学機械メーカーがその製造する化学機械に「アミロック」を付して販売するときはユーザーは被請求人の「アミロック」と誤認混同を来す。
- ②「ペルフレックス」が「化学機械」であることを認めながら、化学機械を含めて他の用途にも使用されるものは「化学機械器具」ではないという請求人の主張は理解に苦しむ。
- ③ユーザーが使用する化学機械器具に「アミロック」が使用され、その構成部品である「アミロック印ワンタッチ式管継手」や化学機械器具の修理点検を必要とするとき、どちらのアミロックのメーカーに修理を依頼したら良いか判断することが不可能であり、商取引の混乱を招く。

〔審 決〕（昭和62年6月25日）

結論：「化学機械器具」についての登録を取り消す。

理由：

- ①商標法施行規則別表によれば、「継手」は原則としてその用いられる機械器具の種類・用途にかかわらず、一括して「機械要素」中に分類されることは明らかであり、たとえ、被請求人の「継手」が「化学機械器具」中に一部用いられるとしても、これをもって上記商品区分中の「化学機械器具」についての使用があったものと認めることはできない。

- ②「アミロック」商標が「化学機械器具」とこれに用いられる「継手」に併存すれば商品の出所に混同を生ずるとの被請求人の主張は本件審判において判断すべきことではない。

〔3〕 審決の取消事由

- (1) 被告には審判請求の利害関係がない。即ち、拒絶理由通知に対する意見書において被告は被告商標「アムロック AMLOC」と「アミロック」とが非類似であると主張している。
- (2) 訴外山武計装(株)に納品された管継手及び器具(ノズル)は化学機械器具である加湿器「ダンプエース」の部品として組み付けられている。化学機械器具である加湿器の部品に本件商標が使用されているにかかわらず、第三者がその加湿器やその部品に本件商標と同一商標を使用するならば、右加湿器の取扱者又は需要者が加湿器及びその部品の保守、点検、修理を製造元に依頼する場合いずれの業者に依頼すべきか迷うことになり、正常の取引状態は破壊され、取引者又は需要者に混乱と被害をおよぼすことになる。
- 従って、本件商標は「化学機械器具」に使用されているというべきであり、審決は誤りである。

〔4〕 判 決

- (1) 「アミロック」と「アムロック」とは称呼上類似する（おそれがある）商標であり、事実審査官は拒絶理由通知を発しているのので、被告は審判請求の利害関係がある。
- 被告が非類似の旨の意見書を提出しているからといって、利害関係を有しないと認めることはできない。
- (2) 登録商標をその指定商品に使用しているかどうかは、商標法における商品、すなわち、商取引の目的物としての流通性を有するものに登録商標が使用されているかどうかという点から検討されるべきである。
- 商標法施行規則別表によれば、第9類「機械要素」として「管継手」が示されていることから明らかなように、管継手は独立して商取引の目的物としての流通性を有する。その管継手が機械器具の部品として用いられ、他の部品とともにその機械器具の1要素を成すときは、商取引の目的物として流通するものはその機械器具であって、管継手ではない。すなわち、管継手は部品として機械器具に組み込まれることによって商品としての独立性を失うに至るものである。
- 従って、管継手それ自体とは独立の商取引の目的物たる化学機械器具について本件商標を使用していることにはならない。

【問題点】

〔1〕類似商品審査基準の基本的考え方

- * 原則として部品は完成品の下位概念に規定される。
- * 商品「機械要素」の特殊性

〔2〕完成品と部品の類似性

- * 原則として、完成品と部品とは類似の関係にある。
- * 商品「機械要素」の特殊性

〔3〕残る類似関係？

- * 部品を取り消しても、完成品が残る場合、類似性があり依然として登録の障害になる場合がある。
例：「〇〇〇及びその類似商品」に係る登録を取り消す。

〔4〕利害関係（審決例）

① 取消審判

- * 出願中（未審査）の類似商標（○）
（登録拒絶を受けるおそれがあれば足り、その旨の拒絶理由通知を受けたことを必要としない：東京高裁昭和62(行)60号「シェトア事件」）
- * 出願が拒絶理由通知を受けた（○）
- * 出願の拒絶が確定した（×）
- * 出願の取下げ（×）
- * 拒絶理由通知を受けた出願が登録された（×）
- * 同業者（証拠：登記簿謄本のみ）（×）
- * 専用使用権者（○）（東京高裁昭和53(行)188/9号「ジュネス事件」）
- * 混同（×）
- * 西独企業（請求人）が被請求人（国内）と技術提携があり、請求人自身が類似商標の使用を希望した（○）
- * 請求人に海外で使用事実があり、国内での使用を予定（×）
- * 譲渡交渉が不成立（×）

② 無効審判

- * 自己の登録商標（○）
- * 自己の登録商標が無効とされた（×）
- * 他人の登録商標（×）
- * 著名商号（○）
- * 出願が拒絶理由通知を受けた（無効理由3条関係）（×）

特許庁商標課編

「商品区分」に基づく

類似商品審査基準 (改訂版)

特許庁
商標課編

新商品区分の内容

新商品区分は、商標法施行令別表と商標法施行規則別表の両者で構成されている。

一 商標法施行令別表

新商品区分の基本となるものであって、「商品の区分」そのものである。注意しなければならない点を次に述べる。三十四類は互いに重複やけり欠のないようにとの意図で分類されている。かっこ書きを設けたのはこのためである。

二 商標法施行規則別表

商標法施行令たる「商品の区分」に属すべき商品を定めたものであり、「商品の区分」を明確にするためのものである。注意しなければならない点を次に述べる。

- (1) 旧商品類別においては、掲載されている商品が比較的少数であったが、新商品区分においては、重要商品およびどの類に属するか誤解が生じやすいかまたはわかりにくい商品ができるだけ掲載することとした。商品所屬の把握を容易にし、類間の限界を明確化するためである。

しかし、当然のことながら、列挙してある商品は、あくまでも例示に過ぎないことをよく理解しなければならない。

- (2) 新商品区分は、用途主義の比重が重くなっている結果、内容的には同一の商品が二類以上にまたがって掲載されている場合がある。例えば、「硫酸アンモニウム」は第一類化学品と第二類肥料に掲載され、「氷砂糖」は、第三十類菓子と第三十一類調味料に掲載されていることである。このような場合、商標を付すべき商品がいずれの形で取引されるかにより、それに該当する類を指定しなければならない。

- (3) 施行令別表において部品および附属品が掲げられている類に関して次のことを注意しなければならない。施行

規則別表においては、これらの部品および附屬品は、それ自体をまとめた項をおかず、原則として、完成品をまとめた包括概念の項にそれぞれ完成品と並べて列挙してある。例えば施行令別表の第八類は「銃砲 銃砲弾 火薬 爆薬 火工品およびその補助器具 これらの部品および附屬品」とあるが、施行規則別表においては「銃砲」の中に銃床、撃発装置等の銃砲の部品および附屬品を掲載し、「銃砲弾」の中に弾体等の銃砲弾の部品を含めている。従って出願の際「銃砲」と指定すればその部品および附屬品を含めた概念として取り扱われる。

出願の際の商品の指定の仕方

いわゆる全類指定（第一類化学品その他本類に属する商品」というような指定）をしなくてもよいし、商標法施行規則に掲げてある包括概念（種々の段階がある——例えば化学品その中に有機工業薬品またその中に無機鹽類がある——がいずれも包括概念である）またはその中に列挙してある個々の商品名を指定してもよい。包括概念による指定をした場合は、法律的にみれば、それに属する多数の商品を指定したことになる。

また、商標法施行規則別表における商品列挙が例示である以上、ここに掲げられていない商品を指定することも自由である。この場合、それが属する類は、合理的に判断して決定しなければならない。

昭和四十六年

特許庁審査第一部

商標第一課長 岡村信夫
商標第二課長 池田武久

<p>第八類</p>	<p>銃砲 銃砲弾 火薬 爆薬 火工品およびその補助器具 これらの部品および附屬品</p>
<p>銃砲 銃砲弾 火薬 爆薬 火工品およびその補助器具</p>	<p>銃砲 空氣銃 獵銃 小銃 機關銃 けん銃 りゅう弾砲 かのん砲 高射砲 無反動砲 迫撃砲 機關砲 銃身 銃床 撃発装置 安全装置 彈倉 照準器 銃架 砲身 砲架 砲座 銃型</p> <p>銃砲弾 火薬 爆薬 火工品およびその補助器具</p> <p>一 銃砲弾 散弾 空氣銃弾 獵銃弾 小銃弾 機關銃弾 砲弾 弾体 薬きょう</p> <p>二 火薬 無煙火薬 黑色火薬 綿火薬</p> <p>三 爆薬 ダイナマイト 硝安爆薬 カーリット 起爆薬 液体爆薬</p> <p>四 火工品およびその補助器具 (一) 火工品 信管 火管 雷管 導火線 薬包 薬筒 彈薬筒 手りゅう弾 地雷 爆雷 機雷 魚雷 爆弾 ロケット弾 誘導弾 照明弾 焼い弾 發煙弾 ガス弾 のろし 花火玉</p>



産卵台紙 散卵収容器 雌雄鑑別器 散卵塩水選別機 散卵洗除機 散卵浸漬機 至種
検査用機械器具 桑切り機 蚕網 蚕むしろ 飼育箱

漁業用機械器具

ラインホーラ トロイルウインチ 捕鯨もり網ウインチ 網揚げ機 捕鯨砲 捕鯨もり
人工魚礁

化学機械器具

ろ過機 分離機 収じん機 圧搾機 熱交換機 分縮機 換熱機 混合機 かくはん機
捏和機 溶解機 造粒機 乳化機 反応機 電解そう 蒸発機 蒸りゆう機 蒸蒸機
乾燥機 焙焼機 焼結機 焼成機 吸収機 洗じよう機 抽出機 吸着機 破砕機 磨砕
機 選別機 *液送る器*

繊維機械器具

- 一 蚕糸機械器具
 - 乾繭機 煮繭機 繰糸機 場返機 副蚕処理機 生糸束装機 生糸検査機
- 二 化学繊維機械器具
 - 紡糸機 精練機 スフ切断機 乾燥機
- 三 紡績機械器具
 - 混打綿機 梳綿機 精梳綿機 練糸機 粗紡機 精紡機 より糸機 かせ機 糸まき
機 糸毛焼き機 整経機 カード・カン (ケンス)
- 四 織機

機械要素



軸受け 軸 軸継ぎ手およびベアリング

動力伝達装置

変速機 減速機 逆転機 リンク カム 歯車 ローラーチェーン 動力伝導用ベルト
滑車 遊車 調車 流体継ぎ手 流体トルクコンバーター 水力ため 増圧器

緩衝器 ばね

- 一 緩衝器
 - ばね緩衝器 ばね油圧緩衝器 空気ばね
- 二 ばね
 - 重ね板ばね つる巻きばね うず巻きばね

制動装置

ブロックブレーキ 帯ブレーキ 円板ブレーキ 円すいブレーキ

バルブ

球バルブ アングルバルブ コック ちよう形バルブ 自動調整弁 水道用栓

管継ぎ手 パッキングおよびガスケット

キーおよびコッタ

第9類

商品区分解説

産業機械器具 動力機械器具（電動機を除く。） 風水力機械器具 事務用機械器具（電子応用機械器具に属するものを除く。） その他の機械器具で他の類に属しないもの これらの部品および附属品（他の類に属するものを除く。） 機械要素

【趣旨】

この類は、大体において事業場で生産加工及びその管理に使用される機械器具を、用途別にまとめたものであり、この意味で用途主義に基づくとはいえる。

ただし、この類は他のどの類にも属し得ない機械器具及び汎用の部品を含んでいる点で、機械器具関係の類の総括的性格をも有する。

【解釈】

産業機械器具

“産業機械器具”という概念ははなはだあいまいであり、その範囲が一定していない。そのため、本商品区分においては、施行令別表の備考2で定義を定め、「この表において産業機械器具とは、金属加工機械器具、鉱山機械器具、土木機械器具、荷役機械器具（エスカレーター及び乗用のエレベーターを含む。）、農業用機械器具、漁業用機械器具（漁網、網漁具及

示したものである。

“保安用ヘルメット”は、この概念に属するが、帽子として取引される
“防暑防寒用ヘルメット”は、第17類<8. その他の被服>に含まれる。

<4. その他の機械器具>

「遊園地用機械器具」には、遊園地に設置される動力を使用した娯楽
用の機械器具が含まれるが、「パチンコ器具」「スマートボール器具」
「遊戯用スロットマシン」等の遊戯用器具はこの概念に含まれず、第24
類娯楽用具に属する。

「し尿処理そう」「汚水浄化そう」 家庭用のものは第19類日用品に
属する。

これらの部品および附属品（他の類に属するものを除く。）

施行規則別表において、部品及び附属品は、すべてそれが用いられる完
成品の属する大概念に含まれているので、特に部品及び附属品だけをまと
めた概念はない。ただし、他の類に属する部品及び附属品は除かれる（かっ
こ書きを参照のこと）。

機械要素

この概念は次のような考え方で成り立っている。

例えば、「ベアリング」は、それが用いられる機械器具によって構造、
形態、寸法等に多少の相違はあるが、単に一概念に属する機械器具だけに
用いられるものではなく、「ベアリング」の名でよばれるものは、かなり
多くの機械器具に用いられている。このようなものを、それが実際に使用
される機械器具が属する類に別々に含ませることにすると、「ベアリング」
の生産者又は取引者は非常に多くの類について別々に商標権を持たなけれ
ばならない。これでは均衡を失うので、このような部品を機械要素とい
う概念でまとめたのである。

「ボルト」「ナット」「ワッシャー」「リベット」等は機械器具一般にも使
用されるものではあるが、建築、構築等別の用途にも用いられるので、こ
の概念には属さず、第13類金具に属する。

また、“家庭用の水道ホース継ぎ手”は、この概念に含まれず、第19類
日用品に属する。

の“パレット”（すのこ状の荷台）は、この概念に属する。

<5. 農業用機械器具>

狭義の農業用機械器具のみならず、畜産業又は農家の副業（例えば、
わら、なわ、むしろ等の製造や養蚕業）に専ら使用される機械器具を含
んだ概念である。「かま」は、第13類手動利器に属するので、この概念
には含まれない。

<(3) 収穫機械器具>

例示の「乾燥機」は、収穫物の乾燥に専ら用いられるものとして取
引される乾燥機のみを指すものであって、用途を限定されずに取引さ
れるものは、この概念には含まれない。

<(5) 畜産用機械器具>

例示の「牛乳ろ過器」は、牛乳のろ過に専用されるものを指すので
あって、用途を限定されずに取引されるものは、この概念には含まれ
ない。

<6. 漁業用機械器具>

「トロールウインチ」「捕鯨もり綱ウインチ」 機械の形態、構造と
しては、荷役機械器具と同様であるが、漁業に専用のものであるので、
この概念に属する。

<7. 化学機械器具>

この概念は、化学的製品を製造する際に専ら使用される機械器具を機
能、構造に着目しながらまとめたものである。例えば、「ろ過機」は、
牛乳のろ過、食料の加工、醸造等種々の用途に使用されるが、このよう
な一定の用途を限定して取引されるものは、この概念には含まれず、
各々の専用される機械器具を包括する概念に属することになる。

<8. 繊維機械器具>

繊維製品の製造に専ら用いられる機械器具を指す概念である。ただ

「商標法の一部を改正する法律」等の平成4年4月1日施行に伴なう

商標審査基準

TYREX TWYLEX

(タイレックスの称呼) (トウイレックスの称呼)

FOLIOL HELIOL

(フォリオールの称呼) (ヘリオールの称呼)

(ニ) 相違する1音の母音又は子音が近似するとき

サリージエ Sally Gee

(SALIGZE (サリージの称呼)

CERELAC セレノック

(セレラックの称呼) SELENOC

(ホ) 発音上、聴覚上印象の強い部分が共通するとき

ハババヤ バッパヤ

(ハ) その他

POPISTAN HOSPITAN

ポピスタン ホスピタン

「注。()内の称呼は審決等で認定されたものである」

7. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には原則として、類似商品審査基準によるものとする。

- (イ) 生産部門が一致するか
- (ロ) 販売部門が一致するか
- (ハ) 原材料および品質が一致するか
- (ニ) 用途が一致するか
- (ホ) 需要者の範囲が一致するか
- (ヘ) 完成品と部品との関係にあるか

8. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。

- (イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるか
- (ロ) 商品と役務の用途が一致するか

(2) 結合した商標の觀念類似

六 商品の類否に関する判例法理

↓「現行法編」④巻二七三三頁(四・六)

(1) 商品の類否の判断基準

本項に関する「現行法編」収録の基本判例は次のとおりである。

「類似商品」の判断基準

※商品が類似のものであるかどうかは、商品自体が取引上誤認混同のおそれがあるかどうかにより判定すべきではなく、これらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、これらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるか否かによつて決定される。

(最高昭和三十六年六月二十七日三小(廣、河村、善次、高橋、石坂各裁判官)判・昭和三十三年(ホ)一一〇四号、民集一五巻六号一七三〇頁)「現行法編」④巻二七三八頁

自転車とタイヤの類似関係

※自転車とタイヤのごとく、二つの商品が用途において密接な関係があり、同一店舗において同一需要者に販売されるということだけでは、両者を類似商品とすることはできない。

(最高昭和三十八年一〇月四日二小(廣野、山田、草鹿、城戸、石田各裁判官)判・昭和三十六年(ホ)一三八八号、民集一七巻九号一一五五頁)「現行法編」④巻二八五一の一四頁

商標法 四条 第一 商標登録拒絶の一般要件 五 商標の觀念 (2) 六 商品の類否に関する判例法理 (1) 七三〇の一七

商標法 四条 第一 商標登録拒絶の一般要件 六 商品の類否に関する判例法理 (1) 七三〇の一八

商品の類否判断の基準としての取引の事情

※商品の類否を判断するにあつては、商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけでなく、用途において密接な関連を有するか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかというような取引の事情をも考慮すべきである。

(最高昭和三十九年六月一六日三小(松原、石坂、横田各裁判官)判・昭和三十七年(ホ)九五五号、民集一八巻五号七七四頁・タイムズ一六四号八二頁)「現行法編」④巻二七五五の二一頁

類似商品に関する最高裁判例の趣意

※最高裁判昭和三十六年六月二十七日第三小法廷の判例は、同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認混同されるおそれがあるものは類似の商品にあたるという趣意である。

(最高昭和四一年四月二日二小(廣野、山田、草鹿、城戸、石田各裁判官)判・昭和三十八年(ホ)六一六号、審決公報七一七号一〇五頁)「現行法編」④巻二七五五の二〇頁

「類似商品例集」の性質

※いわゆる「類似商品例集」として設けられた基準は、商品類否の判定を統一し、出願人の便宜を図るためのものであるが、商品の類否はこの基準いかんにかかわらず取引事情の推移に伴つて変遷するものである。

(最高昭和四二年五月二日三小(横田、相原、田中、下村、松本各裁判官)判・昭和三十八年(ホ)四六九号四七〇号、民集二二巻四号八三四頁・時報四八九号三六頁)「現行法編」④巻二七五五の二八頁

商品自体は取引上誤認混同を生ずるおそれのないものであつても類似商品となる場合があるか

※商品自体が取引上互いに誤認混同を生ずるおそれのないものであつても、これらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは、同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認混同されるおそれのある場合には、これらの商品は類似の商品となる。

(最高昭和四三年一月一五日二小(廣野、草鹿、城戸、石田、色川各裁判官)判・昭和三十九年(行)五四号、民集二二巻二二号二五五九頁・時報五四一号二七頁・タイムズ二二九号一六六頁)「現行法編」④巻二七五五の二〇頁

二 商品類別の解釈

↓「現行法編」④巻二七八九の五三頁(六条・二)

(1) 内容

本項に関する「現行法編」収録の基本判例は次のとおりである。

類似商品の判断

※軽自動二輪車は、自転車と大正一〇年法三四条一号にいう「類似ノ商品」に当たる。

(最高昭和三年七月六日二小(小谷、藤田、河村、奥野各裁判官)決定・昭和三年(支)二五二四号、刑集一四巻九号一一三三頁)「現行法編」④巻二七八七の二頁

自転車とタイヤの類似関係

※自転車とタイヤのごとく、二つの商品が用途において密接な関係があり、同一店舗において同一需要者に販売されるということだけでは、両者を類似商品とすることはできない。

(最高昭和三年八月一〇月四日二小(奥野、山田、草鹿、城戸、石田各裁判官)判・昭和三年(支)一三八八号、民集一七巻九号一一五五頁)「現行法編」④巻二七五五の八頁

墨汁とその他の文房具との類似

※墨汁とその他の文房具とは、類似商品である。

(最高昭和三年六月一六日二小(松原、石坂、横田各裁判官)判・昭和三年(支)九五五号、民集一八巻五号七四頁・タイムズ一六四号八二頁)「現行法編」④巻二七五五の二頁

菓子及び麵包の類と餅の類否

※指定商品「菓子及び麵包の類」に対して指定商品「餅」は、その品質・形状・用途を異にする商品を含むものであるとしても、これら二つの指定商品は、必ずしも常にその製造・発売元を異にするものとはいえないから類似の商品といわなければならない。

商標法 六条 二 商品類別の解釈 (1)

七四六一

商標法 六条 二 商品類別の解釈 (1)

七四六一の二

(最高昭和四三年一月一五日二小(奥野、草鹿、城戸、石田、色川各裁判官)判・昭和四三年(行)五四号、民集三二巻二二号二五五九頁・時報五四一号二七頁・タイムズ二二九号一六六頁)「現行法編」④巻二七五五の一九頁

(平成元年判例)

第七類を指定商品とする登録商標を「クリン・エクスパンカナグ」としてタイル用シヨイント金具に使用するのは登録商標の使用とした判断

(1) クリンの登録商標は指定商品を第七類とするものであるところ、この指定商品中の「金属製建築又は構築専門材料」につき不使用による商標登録の取消しを求められているが、商標権者(被告)はタイル用シヨイント金具(本件商品)にこれを使用しておりこの商品は第七類中の「金属製建築又は構築専門材料」に属するものと認められ、また、これに用いられている商標「クリン・エクスパンカナグ」においてエクスパンカナグの部分は商品を特定するために使用されているにすぎず、商標として他商品識別力を認められる部分は「クリン」の部分のみであるから、これと登録商標とは、やや字体の点々相違があるものの、その外観、称呼を共通にするものであり、右の商品における使用は登録商標の使用であると認定した審決に誤りはない。

(平成元年一〇月二六日東京高民一八判・昭和六三年(行ケ)二五五号、時報一三六九号一四七頁)
〔編註〕八四九一の三三頁・(6)をみよ。

同旨

(2) 同趣旨

(平成元年一〇月二六日東京高民一八判・昭和六三年(行ケ)二五六号)
〔編註〕八四九一の三〇頁・(7)をみよ。

(1) と同旨

(3) (1) と同趣旨

(平成元年一〇月二六日東京高民一八判・昭和六三年(行ケ)二五七号)
〔編註〕八四九一の三三頁・(8)をみよ。